

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 6月19日
【会社名】	株式会社河合楽器製作所
【英訳名】	KAWAI MUSICAL INSTRUMENT MANUFACTURING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 河合 弘隆
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市中区寺島町200番地
【電話番号】	053-457-1242
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 執行役員 金子 和裕
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川四丁目10番27号 住友不動産品川ビル 株式会社河合楽器製作所 東京オフィス
【電話番号】	03-6718-4241
【事務連絡者氏名】	管理本部 総務人事部 国内総括課(東日本担当)課長 中尾 諭
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	平成29年 6月30日
【発行登録書の効力発生日】	平成29年 7月 9日
【発行登録書の有効期限】	平成30年 7月 8日
【発行登録番号】	29 - 関東 - 2
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円 発行残高の上限 100,000,000円
【発行可能額】	100,000,000円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成30年 6月19日（提出日）であります。
【提出理由】	臨時報告書を平成29年11月30日及び平成29年12月20日に関東財務局長に提出しました。これらの書類の提出により、当該書類を平成29年 6月30日に提出した発行登録書の参照書類とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社河合楽器製作所 東京オフィス （東京都品川区東品川四丁目10番27号 住友不動産品川ビル） 株式会社河合楽器製作所 名古屋オフィス （名古屋市中区丸の内三丁目 5番33号 名古屋有楽ビル） 株式会社河合楽器製作所 大阪オフィス （大阪市中央区備後町三丁目 3番 9号 備後町コイズミビル） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

**【訂正内容】**

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載の通りです。